



平成 29 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社ワコールホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 塚 本 能 交
(コード番号3591 東証第1部)
問 合 せ 先 経営企画部長 宮 城 晃
TEL (075)682-1010

中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 10 日開催の取締役会において、取締役会の決議により中間配当できる旨の定款変更を、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 69 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会にて決定する予定です。

記

1. 中間配当制度導入に関する件

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるためであります。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入につきましては、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 69 期定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更に関する件

(1) 変更の目的

株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるもの
あります。また、これに伴い現行の定款第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）及び
第 39 条（剰余金の配当の基準日）を修正するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法 第 459 条第 1 項各号に定める事項に ついては、法令に別段の定めのある 場合を除き、取締役会の決議によって 定める。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p><u>2</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>3</u> 前<u>2</u>項の他、基準日を定めて剰余金 の配当をすることができる。</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 29 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日

平成 29 年 6 月 29 日

以上